

船舶事故調査報告書

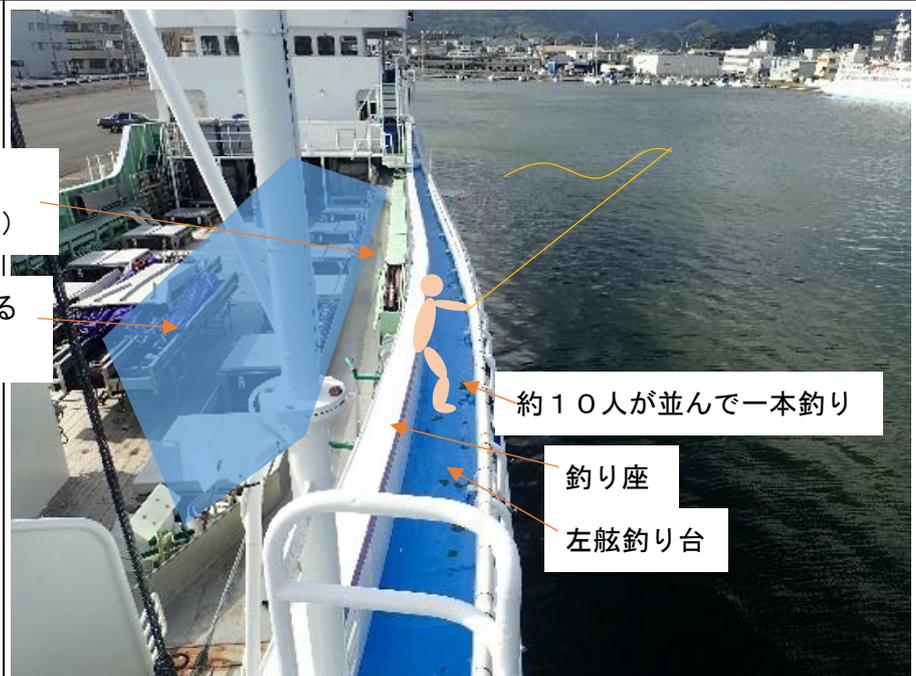
令和7年7月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 高橋 明 子

| | |
|--|--|
| 事故種類 | 乗組員死亡 |
| 発生日時 | 令和6年6月25日 04時50分ごろ（日本時間） |
| 発生場所 | 三陸東方沖 <small>とど</small> 鯨ヶ埼灯台から真方位075° 185海里（M）付近 （概位 北緯40° 25.9′ 東経145° 54.2′） |
| 事故の概要 | 漁船第十七 <small>とくえい</small> 徳榮丸は、操業場所を移動中、乗組員1人が落水して死亡した。 |
| 事故調査の経過 | 令和6年7月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 第十七徳榮丸、499トン 142769、個人所有 65.45m×9.50m×4.45m、鋼 ディーゼル機関、1,471kW、平成28年7月 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 53歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成21年6月19日 免状交付年月日 令和6年1月15日 免状有効期間満了日 令和11年2月18日 漁労長 57歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成15年4月3日 免状交付年月日 令和5年2月28日 免状有効期間満了日 令和10年4月2日 航海士A 43歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成30年4月3日 免状交付年月日 令和5年3月7日 免状有効期間満了日 令和10年4月2日 |
| 死傷者等 | 死亡 1人（航海士A） |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 1 |

| | |
|--------------|---|
| | <p>海象：うねり 波向南東、波高約2m、潮流 西流約2ノット (kn)、 水温 約21℃ 日出時刻：03時48分ごろ（日本時間）</p> |
| <p>事故の経過</p> | <p>本船は、船長、漁労長及び航海士Aほか25人（日本国籍7人、キリバス共和国籍13人、インドネシア共和国籍5人）が乗り組み、かつお一本釣り漁の目的で、令和6年6月6日静岡県焼津市焼津港を出航し、北太平洋西部で漁場を移動しながら操業を続け、6月19日三陸東方沖に移動した。</p> <p>本船のかつお一本釣り漁は、漁労長が上部操舵室で魚群の探索及び操船に当たり、魚群探索による移動と、停船しての一本釣りの操業を繰り返すものであった。（写真1参照）</p> <div data-bbox="384 831 579 898" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 上部操舵室 </div>  <p style="text-align: center;">写真1 本船</p> <p>また、本事故当日は、前部甲板左舷側と後部甲板船尾側の釣り座の外側にある、かつお釣り台（以下単に「釣り台」といい、釣り台のうち、前部甲板左舷側のものを「左舷釣り台」という。）に乗組員がそれぞれ約10人ずつに分かれて操業を行っていた。（図1参照）</p> |

漁獲物が運ばれる溝
(操作中は水流がある)

操作中は漁獲物を受ける
キャンパスが張られる



約10人が並んで一本釣り

釣り座

左舷釣り台

図1 左舷釣り台

乗組員は、操作中には、釣れたかつおが魚倉に運ばれるよう、釣り座の船内側にある漁獲物が運ばれる溝に水が流れているので、その水流が停止すると、その場所での操作が終了して漁場を移動することが分かり、漁場の移動中はそれぞれ釣り台から離れて休息をとっていた。

本船は、25日03時30分ごろから当日の魚群の探索を開始した後、1度目の操作を行い、船長が船首楼甲板の左舷側で撒き餌をする作業を、航海士Aが他の乗組員と共に左舷釣り台で一本釣り作業を、それぞれ行っていた。

船長は、水流が停止したので本船が移動することが分かり、釣り座の船内側にある漁獲物が運ばれる溝を歩いて後部甲板に移動し、休息した。

上部操舵室で操作の指揮を執っていた漁労長は、1度目の操作を終了させた後、主機を微速力前進として片付け等の甲板作業が終わるのを待ち、釣り台に乗組員がいないことを確認した。

漁労長は、双眼鏡を使用して次の漁場を探索していたところ、南南西方約2MIに鳥の群れを発見し、魚群の存在を察知して約10knの対地速力で同方に向かって航行を開始した。

(写真2、写真3 参照)



写真2 上部操舵室から船首方を見る



写真3 上部操舵室の船首側から下方を見る

左舷釣り台での一本釣り作業を終え、甲板室の船首側に移動して船首方を見ていた甲板員（以下「甲板員A」という。）は、航海士Aと他の甲板員（以下「甲板員B」という。）との2人が、左舷釣り台の船首側で、釣り竿を釣り座の船内側の竿置きに掛けてゴムチューブで縛る作業を行っている姿を見た。（写真4、写真5参照）

竿置き（船首側）
（本事故時は20本程の竿）



写真4 航海士Aの作業模様（再現）

航海士Aの作業位置



写真5 甲板室の船首側から船首方を見る

漁労長は、波を左舷船首方から受ける形で航行中、04時50分ごろ、大きめの波（以下「第1波」という。）に船首が突っ込んだとき、左舷釣り台に乗組員2人がいることに気付き、主機の回転数を下げて減速しようとしたものの、その約5秒後、2度目の大きな波（以下「第2波」という。）による衝撃を受けた。衝撃を受けた後、顔を上げたところ、左舷釣り台から青色のカップを着た航海士Aが舷外に落ち

| | |
|---------------|---|
| | <p>るのが見えた。</p> <p>甲板員Aは、第1波の際、自身の位置からしづきが見える程度の波で、航海士Aが両手で釣り座につかまって<u>堪</u>えている姿を見たが、第2波の際には、しづきで船首方が何も見えなくなる程に大きい波で、第2波を受けた後、航海士Aの姿が見えなくなった。</p> <p>甲板員Bは、本船が第1波を受けた後、釣り座の船内側に張られたキャンパス上に逃げており、第2波による海水を受けなかった。</p> <p>漁労長は、本船の左舷方海面上に航海士Aが浮いているのが見えたので、本船を左転させて航海士Aの救助に向かい、本船を航海士Aに接近させ、乗組員が航海士Aに救命浮環を投げたが、航海士Aは救命浮環をつかむことができなかった。</p> <p>本船は、タラップを降ろし、甲板員B及び他の甲板員の2人が海に飛び込んで航海士Aの救助に向かった。</p> <p>甲板員Bは、うつ伏せの体勢で浮いていた航海士Aを抱えて泳ぎ、タラップにしがみついたものの、航海士Aを抱え続けることができなかった。</p> <p>航海士Aは、海に飛び込んでいたもう1人の甲板員が、救命浮環を持って航海士Aに向かって泳いだものの間に合わず、うつ伏せの体勢で海中に没した。</p> <p>漁労長は、漁業無線を使用して周辺の操業漁船に対して救助協力要請を行うとともに、船舶所有者に連絡して海上保安庁への通報を依頼した。</p> <p>航海士Aは、本船、周辺船舶、海上保安庁の船艇及び航空機により捜索が行われたものの発見されず、行方不明となっていたが、後日、死亡と認定されて除籍された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>航海士Aは、漁船員として約26年間の海上経験があり、本船が平成28年に就役して以来8年間の本船での経験があった。</p> <p>航海士Aは、身長165cm、体重86kgで、本事故当時、青色のカップ上、赤色の胴付カップ下、黄色の長靴を着用していたが、救命胴衣又は作業用救命衣を着用していなかった。</p> <p>本船には固形式の作業用救命衣が搭載されていたが、作業用救命衣を着用すると漁労作業がしづらいことがあるので、漁労長は、海上がしづけているときを除き、ふだんから操業中の乗組員に作業用救命衣を着用させていなかった。</p> <p>本船は、‘船首楼甲板に設けられた、中央部の甲板上高さが約2mの波よけ板’（以下「船首波よけ」という。）があり、船首に打ち込んだ海水が、船首波よけにより船首楼甲板から両舷に流れて排出されるようになっていた。</p> <p>航海士Aが作業を行っていた場所は、船首波よけによる左舷側への</p> |

海水流路上であり、船首に大量の海水が打ち込んだ場合、海水が釣り座を越えて舷外に排出される場所であった。
 (写真6、写真7 参照)



写真6 船首楼甲板



写真7 航海士Aの状況
 (第1波時再現)

本船では波高が約5～6mでも操業を行うことが可能であり、本事故当時、うねりによる波高が約2mあったものの、漁労長は、荒天に遭遇している認識はなかった。

船長及び漁労長は、かつお一本釣り漁船の釣り台にはブルワークがないので、停船して一本釣りの操業を行うとき以外は釣り台に出ないよう、ふだんから乗組員に指導していた。また、漁場移動中の乗組員は、前部甲板を移動する際、通常、釣り座の船内側の漁獲物が流れる溝を歩行していた。

船長は、航海士Aが作業を行っていた場所が、打ち込んだ海水が船首波よけにより左舷側に排出される流路となり、危険であることを認識しており、ふだんから乗組員に指導していた。

船長及び漁労長によれば、1度目の操業が終了してから、第1波を受けるまで約5分間であった。

分析

乗組員等の関与
 船体・機関等の関与
 気象・海象等の関与
 判明した事項の解析

あり
 なし
 あり

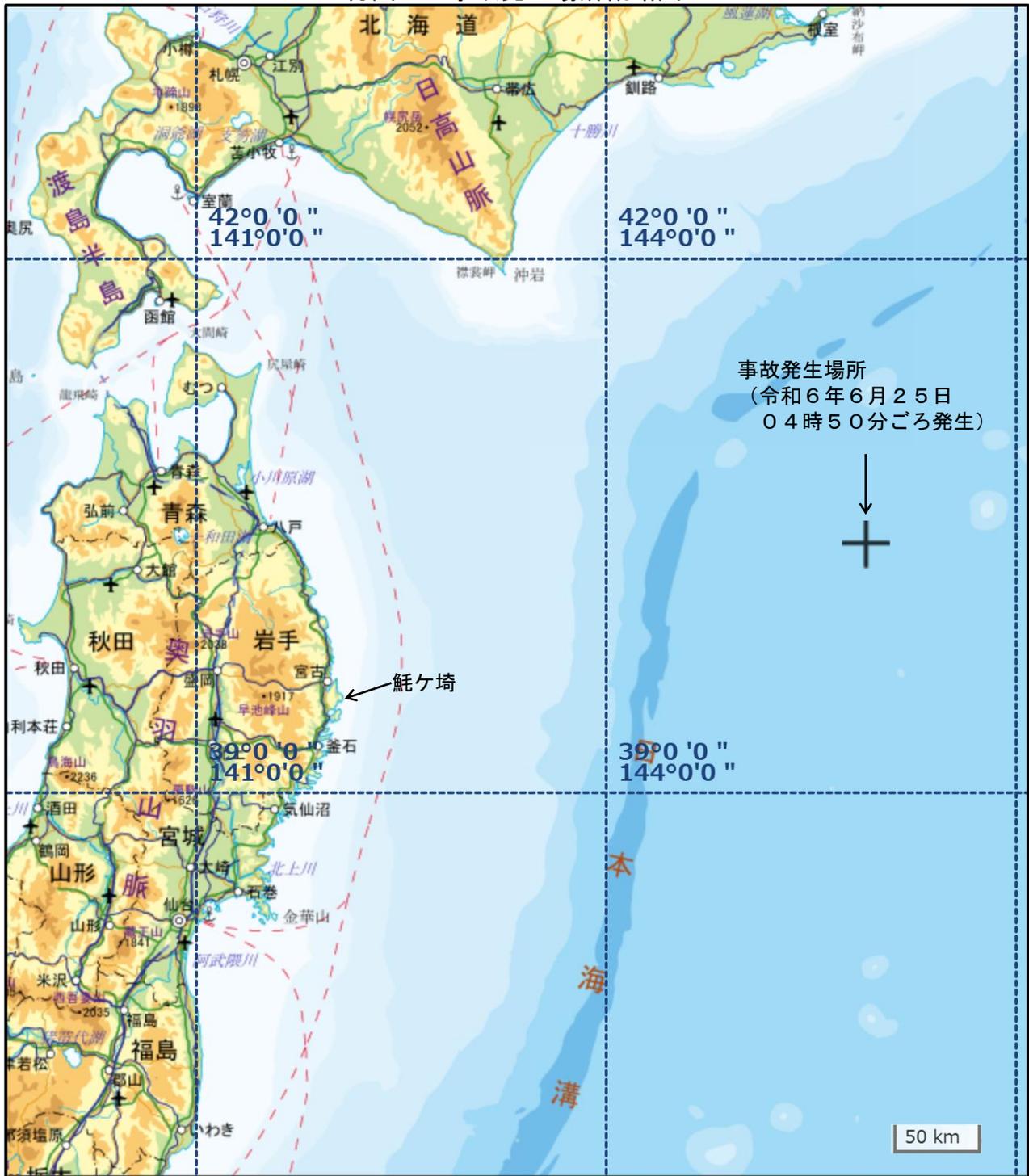
航海士Aは、行方不明となり、後日、死亡と認定された。

航海士Aは、本船が、三陸東方沖において、操業場所を移動する目的で航行中、左舷釣り台に入って作業を行っていたことから、船首に波が打ち込んだ際、甲板上を流れる海水が体に当たり、落水したものと考えられる。

航海士Aが作業を行っていた左舷釣り台の船首側は、船首波よけによる船首楼甲板からの海水流路上であったことから、大量の海水が船

| | |
|--------------|--|
| | <p>首に打ち込んだ場合、釣り座を越えて舷外に排出される海水が体に当たって落水する危険性が高い場所であった。</p> <p>船長及び漁労長が、乗組員に作業用救命衣を着用させていなかったことは、落水した航海士 A が行方不明となったことに関与したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が、三陸東方沖において、操業場所を移動する目的で航行中、航海士 A が、作業用救命衣を着用せずに左舷釣り台に入って作業を行っていたため、船首に波が打ち込んだ際、甲板上を流れる海水が体に当たり、落水したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ かつお一本釣り漁船の船長及び漁労長は、航行中に釣り台等の落水する危険性のある区域に乗組員が入らないよう、指導を徹底すること。 ・ 漁船の乗組員は、漁労中等の必要なとき以外には、舷側付近の釣り台等、落水のおそれのある不安定な箇所には立ち入らないこと。 ・ 漁船の船長及び漁労長は、操業前ミーティングの実施や装備の相互確認などを励行し、操業中、暴露甲板上にいる乗組員に作業用救命衣等の着用を徹底させること。 |

付図1 事故発生場所概略図



※ 国土地理院Webサイトの地理院地図を使用